

## アメリカ合衆国連邦航空局に対する安全勧告

(2009. 1. 23 安全勧告)

(JA767B 鹿児島空港 2005. 12. 1 発生重大インシデント)

運輸安全委員会は、本重大インシデントに鑑み、アメリカ合衆国連邦航空局（FAA）に対し、全てのジェネラル・エレクトリック式CF6-80C2系列型エンジンの次の事項について検討し、必要な処置を講ずることを勧告する。

エンジンの火災探知器の配置について

本重大インシデントでは、同機が離陸後、火炎が発生したと推定される右エンジンのコア・カウルの相当広い面積が熔解しても火災警報は作動せず、約1分半以上経過した時点で火災警報が作動した。

耐空性基準（FAR 25.1203（a））には、各防火区域の火災探知器の個数と位置が火災を敏速に探知できるものでなければならないことなどが規定されている。

しかしながら、本重大インシデントの場合、コア・カウルの損傷の程度から判断して、当該規定に定めるように「敏速に探知」したとは言い難い。

したがって、航空機的设计・製造者は、発動機防火区域内に火災が発生した場合に、その敏速な探知を確実にするような火災探知器の個数と位置について検討すべきである。